

## 『コロナに負けない 常盤っ子セーフティプラン』

### 1 学校再開後、児童の学校生活で大切にしなければならないこと

- ①安全で安心な学校生活の確保
- ②長期間にわたる休校後への対応・円滑なリスタート
- ③指導不完全な旧学年及び新学年の学習課題への対応

プランの実施期間 令和2年5月14日～当分の間

### 2 プランの内容・方法

#### ①安全で安心な学校生活の確保

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」※R2.3.24 文部科学省

一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である



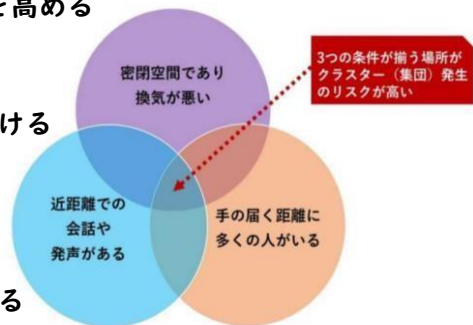
#### 《基本的な感染症対策の実施》

(1)感染源を絶つ (2)感染経路を絶つ (3)抵抗力を高める

#### 《集団感染のリスクへの対応》

いわゆる3密の条件が同時に重なる場を徹底的に避ける

- ①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える



#### 子どもの集合条件について

- ・原則、運動場以外では、全校の子どもが集まることはしない。
- ・特に必要性が高い場合は、体育館における学年部までの集まりは可とするが、一人一人の間隔を十分あけ、換気を確実に行うこととする。

- ・学年単位の集会は、特別教室など通常教室より広い場所で、一人一人の間隔を十分あけ、換気を確実に  
行うこととする。

## 学校生活一般について

- ・学校生活では、常にマスクを着用することが望ましいが、熱中症予防の観点から着脱の指示をす  
るとともに、休み時間などは自分で考えて着脱できるよう指導する。咳エチケットを守る。
- ・予備のマスクをランリュックに入れておくことで、忘れたり汚れたりの事態に対応できるようにする。
- ・日々の換気に心がけ、授業中はできるだけ教室の窓や扉を開けておく。毎授業時間の合間、掃除時間  
には必ず換気する。
- ・1年生の教室については、今年度は3階多目的室に移設する。
- ・教室では子どもの机の間隔をできる限りあける。机を向かい合わせにしない。
- ・授業中のペアやグループでの話し合いや活動はできる限り避けるが学習上どうしても必要な場合はマ  
スク着用し間隔に気を付けるなど工夫して行う。
- ・体育科や音楽科の学習は他者との接触や飛沫感染拡大の防止を工夫して行う。
- ・教室・机・椅子・トイレのドアノブ・手すり・スイッチ等は毎日消毒する。
- ・各教室には足ふみ開閉式の蓋つきごみ箱を設置し、ティッシュ等のごみは触れずに分別する。
- ・プラン実施期間中、「感染予防の観点からやむを得ず登校しない」と判断された場合は、登校日期間も含  
めて欠席の扱いはしません。普段と同様に連絡帳で登校しない旨お知らせください。
- ・登校されなかった日における学校での教育活動の内容等については、保護者様と連絡を密にとりながら  
フォローしていく。綿密な連携のためにも、できるだけ、学習課題やプリント、お便り等を学校に受け  
取り（受け渡し）に保護者の来校をお願いする。

## 登下校・休み時間・給食などについて

- ・登下校は通常の通学班で行うが、子ども同士の接触がないよう指導する。
- ・登校時には、教職員が昇降口・教室・廊下等で見守り、子ども同士の接触がないよう指導する。
- ・休み時間には、教職員が教室・体育館・運動場等で見守り、他者と身体の接触を伴うような遊び・行動  
（ふざけ合い、じゃれ合い等）はしないよう指導する。
- ・休み時間等に友だちと話すことは可としますが、互いに一定の間隔（2m以上）を取ることを意識する  
よう指導する。
- ・プラン実施期間中は、運動場の遊具の利用を禁止する。
- ・休み時間の図書室利用は、混雑する場合は入場制限を行う。
- ・休み時間、給食の前、教室外での学習活動後、不特定多数が触れるものを使った後、掃除時間の終わ  
り、トイレ使用後等は、必ず手洗いを行わせる。

- ・手洗い場は、密にならないよう待機場所がわかる線を明示し、ハンドルコックを増設する。
- ・トイレは、校内のどのトイレを使ってもよいことを指導し、混雑を避けるようにする。
- ・給食が実施される場合(実施開始時期未定)、給食準備前の、手洗い・配膳台の消毒を徹底する。
- ・給食準備では、お椀やお皿に主食、副食を取り分けるのは教職員の指導のもと、当番の子どもが行う。児童は配膳を行わず、各自が用意されたお椀・お皿等を取りに行く。
- ・前日に下痢・発熱・腹痛・嘔吐等の症状があった場合は、給食当番を他の子どもと交代する。
- ・当分の間、2年生にランチルームを特設し、学級から1／3程度移動して給食を食べる。

### 子どもの体調管理等について

- ・プラン実施期間中は、休日も含めて毎日健康観察カードを用いた健康観察を継続してもらう。
- ・毎日の健康観察で、発熱、風邪症状、体調不良等が見られた場合は、登校を控えていただく。
- ・健康観察カードの提出がない、記入がないなど登校前の健康観察が確認できなかった場合は、学校で、検温および風邪症状の有無の確認し、体調不良等が見られた子どもは保護者へ連絡し帰宅させる。
- ・登校後、発熱、風邪症状、体調不良等が見られた子どもは保護者へ連絡し帰宅させる。
- ・帰宅するまでのベッド使用等やむない子どもは保健室で対応し、怪我の処置等は職員室で対応する。
- ・家庭での規則正しい生活、食事、睡眠時間の確保をお願いしておく。
- ・子ども、子どもの家族、所属教職員とその家族に感染の疑い、あるいは感染があった場合は、定められた機関に相談のうえ、医師や市教委と連携して対応する。
- ・子どもや家族に感染の疑い、あるいは感染があった場合には学校にも知らせてもらうようお願いする。
- ・医療機関等での受診結果についても学校に知らせてもらうようお願いする。
- ・感染症予防に関する指導は、国や県の指導資料を用いて担任や養護教諭等から適切に行うこととする。

## ②長期間にわたる休校後への対応・円滑なリスタートのために

### 規則正しい生活習慣・学習習慣の再確立について

- ・登校日期间を含めた早い時期に学校生活のルールや感染拡大を予防するための約束を確認し、命を守るためにも全員で守っていくことを確認する。
- ・家庭と共に進めて行けるようお願いしておく。(例：家庭学習がんばり週間)

### 適度な運動機会の確保について

- ・体育科等の指導のなかで、生活に根差した運動を適切に確保する。

- ・熱中症等の危険を避けながら、適切な屋外での活動を生み出していく。

### ストレスの解消・心のケアについて

- ・さまざまな活動のなかで、教員が子どもの様子をきめ細かく見ることを心がけるとともに、教育相談週間を早期に実施する。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携していく。

### 学級づくり、仲間づくりについて

- ・9月のいじめ防止啓発強化月間を機会に、特別活動等における子どもの主体的な活動、子ども相互のかわりを大切にする活動を仕組んでいく。
- ・家庭・地域とも連携し、あいさつや掃除活動等においても積極的な態度がとれるように促していく。

### 各種行事や教育活動等の見直しについて

- ・円滑なリスタートおよび一年間の学校経営、未指導内容の指導の充実のため、あるいは、校外学習受け入れ先の事情による実施可否の状況等により、必要に応じ各種行事や教育活動等の実施方法や内容等を延期・取り止め等も含めて見直していく中で、変更があった場合は、すみやかに保護者にお知らせする。

## ③指導不完全な旧学年及び新学年の学習課題への対応

### 旧学年および新学年の家庭学習課題による学習定着状況の把握・確認について

- ・未指導の学習内容や休校中の家庭学習課題での学習内容の定着状況を早い時期に把握・確認する。
- ・定着不十分な内容の指導について、改めて指導が必要な分は時間を設定し指導していく。
- ・本年度の本来の学習と関連づけられる分は、合わせて指導していく。

### 指導時間の充実について

- ・複数年で履修する学習内容と規定されているものについては、次年度の学習に含めて指導することとし、今年度中に必ず学ぶべき事項を最優先する。(次年度送りの例：実技教科の実習等の学習)
- ・国の提言である「感染のリスクが高いと考えられる活動の取扱いについて」に照らして、感染症対策を講じてもリスクが高い学習内容・学校行事については、縮減・取りやめることもある。
- ・夏季・冬季休業の短縮については、お知らせした日程とする。
- ・常盤小学校独自で行う「土曜日等を活用した補充的学習」については、自主的な参加を原則とし、7月27日～8月25日のうち13日間行う。
- ・配信掲載済みのミニ学習動画については、今後の復習・繰り返し学習への活用を考慮し、掲載を継続する。また、今後の学習に必要な内容があれば、加えて配信・掲載することもある。

## その他

- ・新型コロナウイルス禍が続くなかでの学校再開に関するについては、必要に応じて市教育委員会・学校医・学校薬剤師・本校PTA・本校コミュニティスクール運営委員会等と連携していく。
  - ・本ガイドラインは必要に応じて適宜改定していく。
- 
- ・10月15日実施期間延長終期未定